

改正少年法と被害者の権利拡大

広島大学法学部助教授 吉中 信人

-
- 一 はじめに
 - 二 改正少年法における被害者への配慮
 - 三 手続参加に関する比較法的考察
 - 四 おわりに
-

一 はじめに

犯罪被害者救済に関する課題は、極めて総合的な対策が重要な領域であり、司法における施策で全てが解決されるわけではない⁽¹⁾。しかし、司法がそこで果たす役割には、いぜん大きなものがある。そして、とりわけ刑事司法において「忘れられてきた存在」ともいわれる被害者であるが、まだしもこの領域では、公開裁判のもとで一定の配慮はなされていたといえるし、平成12年には、いわゆる犯罪被害者保護関連二法の成立によって、被害者等の意見陳述権（刑事訴訟法〔以下、「刑訴法」という〕292条の2）を含む重要な被害者対策がなされた⁽²⁾。また、実務・学界における議論も、それ以前から盛んに行われており、多くの有益な成果が得られている⁽³⁾。これには、わが国における被害者学の発展が寄与するところが大きい⁽⁴⁾。さらに、刑事法の専門外の人々からも、大きな関心が払われてきた⁽⁵⁾。

ところが、こと少年司法における被害者に対する配慮については、これまで研究成果も比較的少なく⁽⁶⁾、例えば、刑事司法との関係

でどのような分析視角を持つべきかといった基本的な課題の追究さえ十分ではなかったように思われる。少年司法における被害者対策は、少年の健全育成理念や審判の非公開という点で大きく成人刑事司法と異なっており、刑事司法の単なる適用拡大の問題で済まされるものではない。この健全育成の理念に関し、瀬川晃教授は、「この壁を壊さずに乗り越えなければならないという点で、少年審判における被害者の地位の問題は特殊性を有している。」とされ、刑事司法から分離した形で少年審判における被害者の地位について議論する必要性を示唆されている⁽⁷⁾。

そこで、本稿においては、司法外の様々な被害者支援策や刑事司法における被害者対策問題の重要性を視野に収めつつ、諸先学の成果を踏まえながら⁽⁸⁾、少年司法内、とりわけ審判段階における手続参加の問題について、若干の比較法的考察をしてみたい。その前に、改正少年法で得られた被害者対策の規定を概観しておこう。

二 改正少年法における被害者への配慮

今回成立した改正少年法における被害者関係の規定は、情報提供に関するもの（5条の2、31条の2）と意見聴取に関するもの（9条の2）とに分けられる。以下これを順に検討する⁽⁹⁾。

まず5条の2は、（被害者等による記録の閲覧及び謄写）として、審判開始決定があっ

た後に、被害者等⁽¹⁰⁾又は弁護士に対する非行事実関連記録の閲覧謄写を認めるもので、法制審議会の改正案⁽¹¹⁾では取り上げられなかったものであり、少年審判規則7条2項の規定を被害者等にまで拡大し、法律条文に格上げたものといえる。従来から取り上げられていたのは、31条の2(被害者等に対する通知)であり、こちらは終局決定後において、少年・法定代理人の氏名や住所・居所、決定年月日、主文・理由の要旨を通知する規定となっている。

これまで情報提供については、その主体をめぐる議論があったが⁽¹²⁾、法改正によって一応の決着をみたことになる⁽¹³⁾。しかし、この規定によって警察の連絡制度や検察の通知制度⁽¹⁴⁾が否定されたわけではない。被害者の知る権利と少年のプライバシー権との調和の視点から、各機関の分業を明確にしたうえ、バトンタッチの問題も含め、関係各機関がよく協議する必要がある。いずれにしても、少年および付添人の同意を得るような運用が期待される。

なお、捜査機関による通知制度と同様⁽¹⁵⁾、この5条の2および31条の2の規定は、権利あるいは請求権ではないと考えられる⁽¹⁶⁾。これは、刑訴法の規定同様「申出」としたうえで、閲覧又は謄写を「させることができる」(5条の2)としているところからも明らかである。31条の2については、通知「するものとする」としている点で若干家裁の責務が強くはなるが、権利の承認にまでは至っていないと解される。さらに、これらの許可や通知は、司法行政上の措置と考えられ、裁判所の許可の判断に対して不服申立が認められない⁽¹⁷⁾。少年の健全育成等との関係や事後審査の困難性等を考慮すると、とりあえずは妥当な落とし所というべきである。

被害者の権利と少年のプライバシー保護との調和という点では、5条の2第3項(31条の2第3項も準用)が、情報を得た被害者等による濫用を禁じる一方で、裁判所の条件付与を認めず⁽¹⁸⁾、且つ罰則を設けていないのも妥当な線と評価できる。さらに、情報の必要性は、民事上の損害賠償請求に資する面もあり、「申出」期間を3年としたのは、民法724条の消滅時効との関係で整合性が認められる。

次に、9条の2が、(被害者等の申出によ

る意見の聴取)を定める。これも、主に事実認定手続の適正化を目指した法制審の改正案中では落とされていた点である。これは、刑訴法の規定と異なり「陳述」そのものではなく、「陳述の聴取」の承認であり、審判への参加を認めたものではない。ただ、これまでも被害者の在廷については、少年審判規則29条から可能と解されてきた。なお、ここでも「申出があるときは……聴取させるものとする」と規定しており、5条の2よりも強めではあるものの、権利性はなく、また不服申立もできないのは情報提供のばあいと同様である。調査官に聴取させる際は、少年担当の調査官とは別の調査官が担当するべきであろう⁽¹⁹⁾。

以上のような改正は、被害者に対する配慮として重要なものである。ただ、検討事項はなお存在する。とりわけ、被害者の審判廷への参加の是非については議論があり、次に諸外国の制度も交え考察する。

三 手続参加に関する比較法的考察

近年わが国でも修復的司法観の支持者は多く、少年司法にも何らかの形で被害者の参加を認めるべきだとの意見も有力である⁽²⁰⁾。しかし、多くの支持者も審判段階への立会ないし参加には消極的であり⁽²¹⁾、ダイヴァージョンの一形態として加害者一被害者間の刑事調停を構想するか、あるいは処分執行段階ないし釈放前にこれを認めるという考え方のようにみえる⁽²²⁾。さて、この問題をわが国で十分に検討するための準備作業として、諸外国では、少年審判における被害者参加をどう扱っているか、若干の国について概観する。

まず、アメリカは、司法外の被害者支援がかなり進んだ国であるが、それでも被害者側からの少年裁判への出席要求は強く、いくつかの法域では、被害影響供述(以下「VIS」とする)が処分前調査に付け加えられ、少年の処分に対して意見を提出する機会が与えられてきているほか、1996年までに22州が少年犯罪被害者対策立法を行い、その中の規定には少年裁判所手続において聴聞の機会を与えるものが多いという⁽²³⁾。同じくイギリス(イングランドとウェールズ)も司法外における支援が充実していることで知られるが、こちらではアメリカのVISに対しては比較的冷淡であって、成人のばあいでさえ批判的

な見解が多いようである⁶⁴⁾。宣告段階とはいえ、被害者の参加は刑法の基本原則に反すると考えられており、比較的わが国の議論に近いものがある。ただし、比較的軽い事案を取り扱う青少年犯罪者パネルは、被害者の出席を許可することができ、そのばあいパネルの同意を得て付添人の同伴を認めることもできる(1999年青少年・犯罪取扱法7条4項a号及び5項)⁶⁵⁾。なお、伝統的に英米法系の国々には、理念のレベルに私訴的発想があり、イギリスでは制度としては認めているが、現実には私人訴追は行われていないに等しい⁶⁶⁾。

次に大陸法系の国々はどうか。まずドイツでは、成人に対し認められている私人訴追と附帯訴訟は、少年に対しては認められない(少年裁判所法80条1項3項)⁶⁷⁾。これは、私訴原告人としての被害者は、教育的な考慮にもとづいた気配りもなしに、個人的な報復欲求の視点と主観的な権利の貫徹のみからあまりに安易に訴訟をせきたてるからだ、とされる⁶⁸⁾。なお、刑訴法上の被害者に対する損害賠償の規定も少年手続においては適用されない(少年裁判所法81条)。その他の刑訴法上認められている被害者の権限が少年事件で認められるのか否かは明確でない⁶⁹⁾。ただ、少年裁判所法48条は非公開原則を規定するものであるが、2項で被害者の出席を認める。また、被害者が殺されたばあいは、その親族が出席できる。被害者側弁護士の立会も可能である⁷⁰⁾。これに対してフランスでは、少年事件であっても附帯私訴当事者となることができ、それは少年係裁判官の段階から少年裁判所、少年重罪法院に至るまで可能である(1945年2月2日のオルドナンス6条)。ただ、少年事件のばあい、直接に事件係属を果たせず、検察官の訴訟行為に参加することになる⁷¹⁾。

最後に、イタリアでは、少年刑事手続法(1988年共和国大統領令448号「少年被告人の責任に関する刑事手続規定」)31条5項が刑事訴訟法90条を準用しており、犯罪被害者は、記憶を述べ、証拠の基本要素を示すために予備聴聞に参加する。同条の規定は裁量的でないが(*La persona offesa partecipa*)もちろん必ずしも出席する必要はないと解される。ただし、同法10条は、少年裁判所においては、犯罪によって被った損害の返還や

賠償を求めて私訴権を行使することはできない旨規定している。なお、イタリアにおける少年に対する予備聴聞は、1人の司法官と、男女1人ずつ2人の名誉職裁判官の計3人によって少年裁判所でおこなわれる⁷²⁾。

こうしてみると、わが国での大方の見解と異なり、欧米諸国では、少年審判においても被害者の手続参加がそれなりに行われていることがわかる。このうち、被害者にとってもっとも強力な地位を保障するのは、附帯私訴原告人の地位を得られるフランスのシステムということになるだろう。ただしそれは、同時に少年の立場を追いつめ易いということにも繋がる。両者の権利のバランス等を考慮すると、ドイツまたはイタリアのように、成人事件のばあいには認める私訴権を少年事件において遮断し、被害者としての地位にもとづく出席権を認めるという方向が望ましいのかも知れない。

四 おわりに

少年審判の非公開性という原則は、ほぼ世界共通であり、成人のばあいには傍聴という手段で得られる情報が、通常では得られないという問題があった。そこでわが国でも、今回の改正により一定の情報提供と意見聴取という手当が施され、これは大きな一歩として評価できる。しかし、手続参加には、これらに吸収され尽くせない問題も含まれている。わが国の少年司法の構造は、大陸法のものとは異なっており、両司法構造の差異を踏まえたうえでなお慎重に検討する必要はあるが、少なくとも審判過程に、正式な「出席者」として被害者は参加する権利があるものと思われる⁷³⁾。これに対しては少年を萎縮させ、少年が益々心を閉ざすことになるとの懸念が従来より提出されているが、むしろ少年の非行克服にこそ、被害者遺族等の「気持ち」を知ってもらうことが不可欠なのである。

既に心理学は、他者に対する偏見が、その対象に関する無知や接触のなさから生じることを実験科学的に示しており、人間に対する理解の不足は、人間に対する偏見を生む⁷⁴⁾。被害者にとっても少年にとっても、審判という場でお互い接触する機会を持つことができれば、被害者の「知りたい」という欲求も充足され、不必要な応酬感情を醸成する契機も減少していくのではなからうか⁷⁵⁾。そのばあ

い、審判を指揮する裁判官の果たす役割がこれまで以上に重要なものとなるのは、今更いうまでもない。

(註)

- (1) 周知のように、アメリカのNOVAやNVC、ドイツの「白い環」等の活動が成果をあげており、狭義の司法外、または司法との連携による被害者サポートの充実度が、司法のレベルにおける支援のあり方に影響を与えている。伝統的に被害者の手続参加に消極的であった英米法系の国々や、それが制限されたドイツにおいて、司法前の刑事調停システムや司法後の国家補償制度が早くから発達してきたことは偶然とは思われない。また、司法外においては特に各種市民団体やNPO等のサポート体制が重要な役割を果たしている。
- (2) 特集「犯罪被害者保護関連二法の成立と展望」現代刑事法第2巻11号(2000年)所収の各論文等参照。
- (3) 最近の重要なものだけでも、特集「犯罪被害者の保護と支援」現代刑事法第2巻2号(2000年)、特別企画「犯罪被害者と刑事手続」季刊刑事弁護第22号(2000年)、特集「犯罪被害者の保護」ジュリスト1176号(2000年)、特集①「犯罪被害者の保護と救済」ジュリスト1163号(1999年)等に所収の各論文など、枚挙に遑がない。
- (4) 諸澤英道【新版】被害者学入門(成文堂、1998)、宮澤浩一・田口守一・高橋則夫編「犯罪被害者の研究」(成文堂、1996)、カイザー/クーリー/アルプレヒト(宮澤浩一・田口守一・高橋則夫編訳)「犯罪被害者と刑事司法」(成文堂、1995)、宮澤浩一「被害者学の基礎理論」(世界書院、1956)等参照。
- (5) さしあたり、新恵里「犯罪被害者支援—アメリカ最前線の支援システム」(径書房、2000年)、河原理子「犯罪被害者」(平凡社新書、1999)等参照。また、少年問題が中心であるが、被害者側からのものとして、児玉昭平「被害者の人権」(小学館、1999年)等がある。
- (6) 服部朗・佐々木光明「ハンドブック少年法」(明石書店、2000年)351頁以下は、「被害者」と少年法の問題につき、これまでの議論状況等をコムパクトで紹介する。
- (7) 瀬川晃「少年審判と被害者の地位」ジュリスト1152号(1999年)99頁
- (8) 本稿は、村越一浩「少年事件と被害者」現代刑事法第1巻5号(1999年)を踏まえており、これに屋上屋を架さないよう努めたので、併せ参照のこと。
- (9) 詳細は、入江猛「少年法等の一部を改正する法律」の趣旨及び概要」本号29頁以下の該当部分を参照。
- (10) 本法で被害者等とは、「被害者又はその法

定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう」となっている。刑訴法231条2項、292条の2第1項等を踏襲したものであるが、「被害者等」がこのような伝統的な例示に今後も限定されるべきかについては検討を要する。範囲を拡大しすぎることは問題であるとしても、事実婚における伴侶等、もう少し現代社会の実状に適合させるべきではなからうか。なお、「被害者」とは、刑訴法230条等の解釈から、当該犯罪又は刑罰法令に触れる行為により直接の被害を被った者を指すものと考えられる(村越・前掲註(8)72頁参照)。

- (11) 被害者通知制度については、審議内容の詳細は、瀬川・前掲註(7)参照。
- (12) 村井敏邦「少年事件と情報公開」法学セミナー527号(1998年)70頁は、被害者の同意を前提として、「審判官が少年と附添人の意見を聞いた上で、審判に関する情報をマスコミを通じて伝達するという方法は考えうる」とし、岡田悦典=岡田久美子「被害者ケアと法的支援の構想」同76頁も同様の口吻を示し、いずれも捜査機関による情報提供に消極的である。これに対し、川出敏裕「犯罪被害者に対する情報提供」現代刑事法第2巻2号(2000年)20頁は、「捜査機関と家裁とで判断の質に格段の差異は生じ」ず、また健全育成の観点のみから家裁に委ねるのは現実的でないとして、捜査機関による情報提供を承認する。
- (13) ただし、5条の2ではその主体が「裁判所」、31条の2では「家庭裁判所」となっている。前者は、おそらく逆送後の刑事裁判所をも想定したものと解されるが、「第二章 少年の保護事件」の章中に刑事事件の手続規定が存在することになるのは、「第5条(管轄)の2」としても、多少の違和感がある。
- (14) 家庭裁判月報第52巻11号(2000年)1頁以下参照。
- (15) 捜査機関における通知制度の権利性については、川出・前掲註(12)19、20頁参照。
- (16) 龍岡資晃「犯罪被害者等の保護を図るための公判記録の閲覧謄写と民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の制度の導入」現代刑事法第2巻11号(2000年)36頁参照。
- (17) 龍岡・前掲註(16)37頁参照。座談会「少年法改正(下)」ジュリスト1153号(1999年)87頁において、川口幸護判事は、終局決定後の通知を受訴裁判所の判断とするが、刑事上の規定と異なり、「[刑事被告事件の係属する]裁判所」のような限定を付していないこと、また決定確定後3年まで通知ができることなどを考慮すると、無理があろう。
- (18) 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律3条2項では、

- 使用目的の制限と適当と認める条件の付与を承認する。
- (19) 井垣康弘「『裁判所の窓から』みる少年法の課題と改革」法学セミナー551号(2000年)61頁参照。この中で井垣判事は、「被害者側担当調査官」の制度を提唱されている。
- (20) このこと自体にも議論はあるが、紙幅の都合上検討は別稿に譲る。
- (21) 津田玄児「被害者の人権と少年の人権」澤登俊雄先生古稀祝賀論文集『少年法の展望』506頁(現代人文社、2000)等。なお、座談会「少年法論議で何が問われているか」法と民主主義第352巻(2000年)で、前野育三教授は、「現行法の手続構造の中へ被害者を参加させるということではなかろうというのが私の意見であります。修復的司法のやり方で参加させるのでないといけないうらうと思います」(12頁)、とされ、新倉修教授は、「現在の少年法を前提とする以上は、被害者も加害少年、非行少年の健全育成に役立つ存在にならないと、厳しい言い方をすれば、審判廷に入る資格はないといわざるを得ません」(15頁)とされる。座談会・前掲註(17)88頁の川口意見、川出・前掲註(12)24頁も否定的。なお、団藤重光他著「『改正』少年法を批判する」(日本評論社、2000)所収の斉藤豊治教授、新倉教授の各論文も否定しているが、同座談会の井垣意見(前掲註(19)論文も同様)は肯定的で、むしろ審判廷を遺族等の語る場にしようとする構想されている。法改正なしで可能かについては疑問もあるが、注目すべき見解である。
- (22) 座談会「少年法論議で何が問われているか」前掲註(11)25頁等参照。
- (23) Dean Champion, *The Juvenile Justice System: Delinquency, Processing, and the Law*, 2nd ed. at 326-327, Prentice-Hall, Inc. (1998).
- (24) M. Davies, H. Croall & J. Tyrer, *Criminal Justice: An Introduction to the Criminal Justice System in England and Wales*, 2nd ed. Longman Group Ltd., at 378 (1998). 例えば、Zenderは、被害者の公判における役割を認め、被害者の精神的利益や裁判所が犯罪被害に釣り合った宣告刑を下すための情報が得られる点を評価するが、それ以上の関与は、被害者が検察官の裁量を制限することとなるし、被害者の主観性が裁判所の客観性を損なう危険があることを指摘している。
- (25) ただ、出席は当然ながら義務的でない。青少年犯罪班は、事前に被害者の意見を聴取したうえで手続に反映する努力をし、必要があれば、パネルと分離して加害者一被害者間の面会を行うことができる。なお、スコットランドを含む、イギリス少年司法の最新の動向については、三宅孝之「イギリス少年司法の動き」団藤他・前掲註(11)232頁以下を参照。
- (26) Id. at 121. わが国ではイギリスが私訴制度の国であるという誤解がよくあるが、1985年に公訴局ができる以前は、殺人を含む重大犯罪を担当する公訴長官(The Director of Public Prosecutions=DPP)と、治安判事裁判所の管轄犯罪である通常犯罪を担当する警察によって公訴が行われていた。私人による訴追はほとんど行われておらず、現行法上もまれである。しかし、これらの訴追は、それぞれ、法廷弁護士(barrister)と事務弁護士(solicitor)によって助言又は指導されるシステムを持ち、これがため、イギリス刑事裁判をして、民事裁判的あるいは私人訴追的色彩のものと感じさせていたのであろう。しかし、公訴局の創設後は、こうした在野法曹の関わる比率は大幅に下がり、同時に被害者の関与は少なくなったといえる。
- (27) Vgl. Eisenberg, U., *Jugendgerichtsgesetz*, 7. Aufl., Verlag C. H. Beck, 1997. S. 731.
- (28) Schaffstein, F./Beulke, W., *Jugendstrafrecht*, 12. Aufl. Kohlhammer, 1995. S. 212.
- (29) Albrecht, P. A., *Jugendstrafrecht*, 2. Aufl., Verlag C. H. Beck, 1993. S. 375.
- (30) Brunner, R./Dölling, D., *Jugendgerichtsgesetz; Kommentar*, 10., Neubearb. Aufl. Walter de Gruyter, 1996. S. 409-410.
- (31) J.-F. Renucci, *Droit penal des mineurs*, Masson, 1994 pp. 179-181. 1983年7月8日の法律は、予審段階にも本案裁判にも、少年裁判機関における犯罪被害者の保護を強化した。
- (32) E. Gaviano, *Elementi di Diritto Minorile*, Edizioni Simone, 1991 pp. 71-73. 公判段階については74頁以下を参照。なお、イタリアでは1995年いらい修復的司法の動きが少年司法から始まっており、1998年には少年刑事手続法9条、27条、28条等に加害者一被害者調停プログラムが導入された。
- (33) 少年審判規則29条の解釈から法改正は必要でなく実務的に対応できるとする見解もあるが、これは在廷の規定に過ぎず、30条との関係から被害者は意見陳述できないと考えられ、権利性は極めて脆弱というほかない。ただし、常時在廷する必要はないだろうし、さしあたり弁護士たる付添人のみ出席できるとする案も考えられる。
- (34) 麦島丈夫他著『新版心理学要論』(有斐閣双書、1987)11頁。
- (35) 接触の場が審判である必要はないとの反論もあるが、これについては、修復的司法の時期的問題とも関連して、別稿に譲らざるを得ない。

(よしなか・のぶひと)